

## リサイクルステーション

- ◇と き 10月3日(日) 午前9時～11時(時間厳守)(時間外のもの、お受け取りできません)
  - ◇と ころ **旧日本ラインシュロス駐車場**(太田橋東側)
  - ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
  - ◇回収品目 ①新聞 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④ダンボール ⑤紙箱(ビニールなどがついていれば取り除く。金・銀ばくでコーティングされたものは、可燃物に出してください。また、紙類はきちんと分別してお持ちください) ⑥牛乳パック(きれいに洗い、切り開いてお持ちください。内側にアルミはくがついているものは可燃物に出してください) ⑦使用済み食用油 ⑧古着(春夏物衣料品、綿素材のもののみ回収します) ⑨アルミ缶(きれいに洗い、つぶさないでお持ちください。スチール缶、なべ類、スプレー缶などは持ち込まないでください) ⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール・食品トレイ
- ※古着は、東南アジアへ衣料品として輸出(冬物以外)や工場のぞうきんとして利用(綿素材のもの)または、綿の材料とされているため、回収するものを限らせていただきます
- ※アルミ缶は、買い上げを行いません
- ※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください

2年前に、業者が指定するパソコン検定に合格すれば、仕事をあっせんする上、高額

### ◇相談

平成16年1月ごろ、複数の内職あつせん業者が倒産したことによって、消費者被害が多発しました。最近、その被害者に、さらに追い打ちをかける二次被害的な事例が発生しています。

## 親切を装って忍び寄る悪質商法にご注意!

窓口は…  
消費生活相談情報  
中濃地域振興局振興課  
電話 0574-25-3111  
(可茂総合庁舎内)  
岐阜県消費生活センター  
電話 058-265-0999



な報酬も保証すると電話勧誘を受けました。それには業者が指定するパソコンとソフトが必要ということでした。パソコンは持っていったため、検定のためのレッスン用ソフト(4年払い割賦契約、総額90万円)を購入しました。3カ月後、検定に合格し、これで仕事ができると思っただ矢先、業者と連絡が取れなくなりました。

ところが、一昨日、見知らぬ人から、「業者は倒産したので、今後のクレジット会社への支払いをしなくてもいいように手続きをしてあげる。手数料として7万円払ってください」と電話がありました。よく分からないままに依頼してしまいました。(40歳代男性より)

### ◇処理

「特定商取引に関する法律」第44条では、報酬が得られないことが明確になった場合、クレジット会社に対して、「残りの割賦金は払いませぬ」と

主張できるとしています。今回の相談内容は、その手続きを代理で行い手数料を取るというものです。

消費生活センターからクレジット会社に確認したところ、支払い停止の抗弁書(注)は出されていましたが、通常この手続きは、契約当事者が行います。これを法的権限を持ち合わせていない人が行い、手数料を請求することは違法行為と思われる。このため相談者には、7万円の手数料を支払う必要がないことを伝え、念のため自筆で支払い停止の抗弁書をクレジット会社に出すように助言しました。

(注)割賦販売法第30条の4では、内職あつせん業者との間に起きている事由(業者が倒産して仕事があつせんされず、報酬も得られない)をもって、割賦購入あつせん業者(ソフトの代金を立て替え払いするクレジット会社)の請求に対して抗弁を認めています。

※消費生活で困ったことがありますしたら早急に最寄りの相談窓口にご相談してください